

第4章

施策の展開

基本目標 I

男女共同参画推進の環境づくり

男女共同参画は、女性のための取組であると思われがちですが、男性も、男性だからという固定的な考え方を变え、生き方の選択肢を広げて、仕事中心になりがちな生活を見直し、子育てや介護、地域活動などに積極的に参画することで、仕事だけでは得られない経験や感動を味わい、そのことが仕事を含めた生活すべての充実へとつながります。

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を果たしていく「男女共同参画社会」を実現するため、男女共同参画の理解促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、教育・学習の充実に取り組みます。

男女共同参画推進の環境をつくるためには、行政の取組だけでは実現しません。県民や事業者の皆様も、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組みましょう。

【県民の皆様は】

- ★講座などの啓発事業に積極的に参加し、自らの意識のあり様を見直して、男女が共に個人として尊重され、共に参画する社会の実現に努めます。
- ★仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、家庭や地域活動に積極的に参加します。
- ★男女が協力して、家事・子育て・介護等を行います。
- ★子育てに関わる人々誰もが、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に子どもに接します。

【事業者の皆様は】

- ★仕事優先の組織風土を見直し、長時間労働の是正に努めます。
- ★子育てや介護が行いやすい職場環境づくりに努めます。

施策の方向1

男女共同参画の理解促進

- (1) 男女共同参画社会への理解促進
- (2) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

施策の方向2

ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備
- (2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実
- (3) 経営者や管理職の意識向上のための取組強化

施策の方向3

教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する学校教育の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
- (3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実



TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト
(トップセミナー)



パーティの
「男の生活工房」

男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向 1 ▶ 男女共同参画の理解促進

現状と課題

男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重し、共に支え合い、責任を分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、そのためには男女が性別による固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

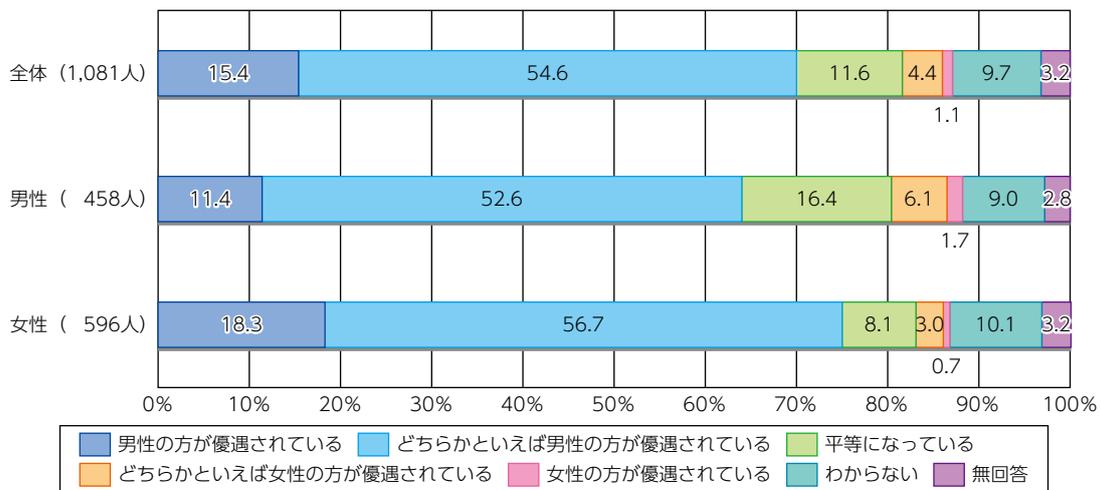
本県の県民意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方については反対の意見が増加してきていますが、その一方で、社会全体の中で男女の地位が平等になっている人は約 1 割にとどまり、かつ、その割合には男女に差があり、男性より女性の方が低くなっています。県民の意識は変化しつつありますが、まだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っているといえます。

また、「夫婦の役割分担」について、家事・子育て・介護等とも女性が主な役割を担っている場合が多く、かつ、役割分担の満足度も女性の方が大幅に低いことから、家庭生活の大部分の負担が女性に偏っていることがわかります。男女が共に家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。

男女共同参画の意識を浸透させるため、あらゆる機会や多様な媒体を通じ、広報、啓発活動を展開することが重要であり、かつ、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できるよう、社会制度や慣行等を見直す必要があります。

さらに、固定的な性別役割分担意識の解消が、女性だけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直し、積極的に男性の家事・子育て・介護等への参画を進める必要があります。

男女の地位の平等観（社会全体の中で）



栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査（H26）」

施策と主な取組

○ 施策1 - (1)

男女共同参画社会への理解促進

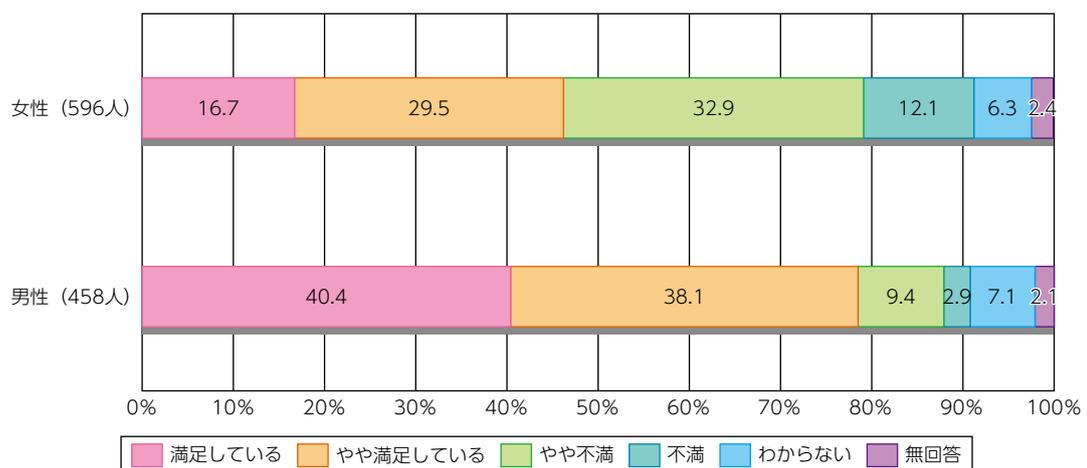
- 「男女共同参画週間」をはじめ、「男女雇用機会均等月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間（週間）」などを活用して県民への広報を行います。
- テレビ、ラジオ、広報誌などのメディアの活用やホームページの充実など、多様な媒体による効果的な啓発を行うとともに、各種研修会や出前講座の開催など、広く県民に向けた啓発活動を展開します。
- 苦情等処理制度を活用し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての県民からの苦情や意見等に適切に対応します。
- 男女共同参画社会の形成を促進するために、県民に最も身近な市町の計画策定を支援するとともに、県民が活動を展開する上で役立つ情報を収集し、積極的に提供します。

○ 施策1 - (2)

男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- 長時間労働の抑制、育児休暇・休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発を行うなど、男性に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識を払拭するため、男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めるための講座やイベント等を開催します。
- 子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を発行し、子育てへの父親の主体的な関与を促進します。

夫婦間の役割分担の満足度



栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査（H26）」

男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向 2 ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、「M字カーブ」の解消や政策・方針決定過程への参画拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、健康が維持され、子育てや介護を含めた家庭生活に家族が共に責任を果たすとともに、趣味や学習、ボランティア活動などを通じた自己実現が可能となり、全ての人が心豊かに暮らしていくことができます。

しかしながら、本県の県民意識調査で「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」の優先度についての希望と現実を尋ねたところ、男女とも「家庭生活と仕事をともに優先」したいと希望する人の割合が高いものの、現実には、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」と単一の活動を優先せざるを得ない人の割合が高い傾向が見られます。

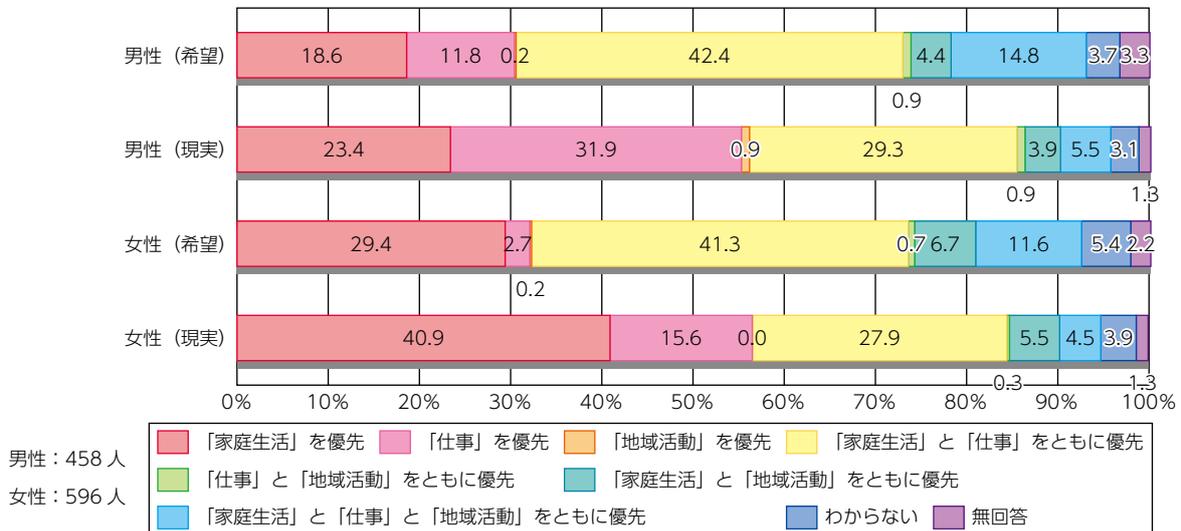
また、子育て期にある30代から40代の男性の長時間労働者の割合が高いこともあり、家事については8割以上、子育てについては約7割の男性が行っていない状況が見られ、6割以上の女性が出産を機に離職しています。介護においても女性が担っている割合が高く、主な介護者が同居の親族である場合は、女性が7割近くを担っており、非就業者のうち介護・看護を理由として離職した者は、女性が男性の約4倍となっています。

このようなことから、家庭生活や地域生活、職業生活とのバランスがとれた生活の実現に向けて、多様なライフステージに応じた、働きやすく、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい雇用環境の整備に取り組む必要があります。

また、現在女性が多くを担っている子育てや介護について、男女が協力して担い、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

さらに、様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、企業経営者及び管理者の意識改革を進めていく必要があります。

日常生活での優先順位



栃木県「男女共同参画社会に関する意識調査 (H26)」

施策と主な取組

○ 施策2 - (1)

多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「家庭の日」を通じて、家族がふれあい、絆が深められるよう意識の醸成に努めます。
- 誰もが多様で柔軟な働き方が選択・実現できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立支援を進めるための講座・イベントの開催及び情報提供を行います。
- 高齢化の進展の中で、介護休業制度の規定がある企業を増やすとともに、制度が利用できる環境づくりを促進します。
- 各人がそれぞれ選択した生き方において、その能力を十分に発揮することができるよう、子育て・介護等により離職した女性等の再就職や起業・創業の支援など、多様な就業環境の整備に努めます。

○ 施策2 - (2)

子育て・介護に対する社会的支援の充実

- 待機児童の解消を図り、未就学の子どもを持つ保護者のニーズに応えるため、多様な働き方に対応できる幼児期の教育・保育サービスを充実させ、仕事と子育ての両立のための基盤整備を進めます。
- ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を図るため、市町に対して支援します。
- 介護サービス供給基盤の整備や質の向上を図るとともに、地域で支え合う体制づくりを支援することにより、介護を社会全体で支える環境づくりを進めます。

○ 施策2 - (3)

経営者や管理職の意識向上のための取組強化

- 仕事優先の組織風土や働き方の見直しを進めるため、経営者及び管理職に対し、「仕事と家庭の両立に関するメールマガジン」の配信や「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録等により企業の意識啓発に努めます。
- 「イクボス宣言」等の先進的な取組事例の情報提供や研修会・講習会の開催を通して、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。
- 「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」に積極的に取り組む企業を認定・表彰するなど、インセンティブ付与の取組を進めます。
- 建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策推進法に係る「一般事業主行動計画」策定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における仕事と子育ての両立を支援するための職場環境等の整備を促進します。



男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向3 ▶ 教育・学習の充実

現状と課題

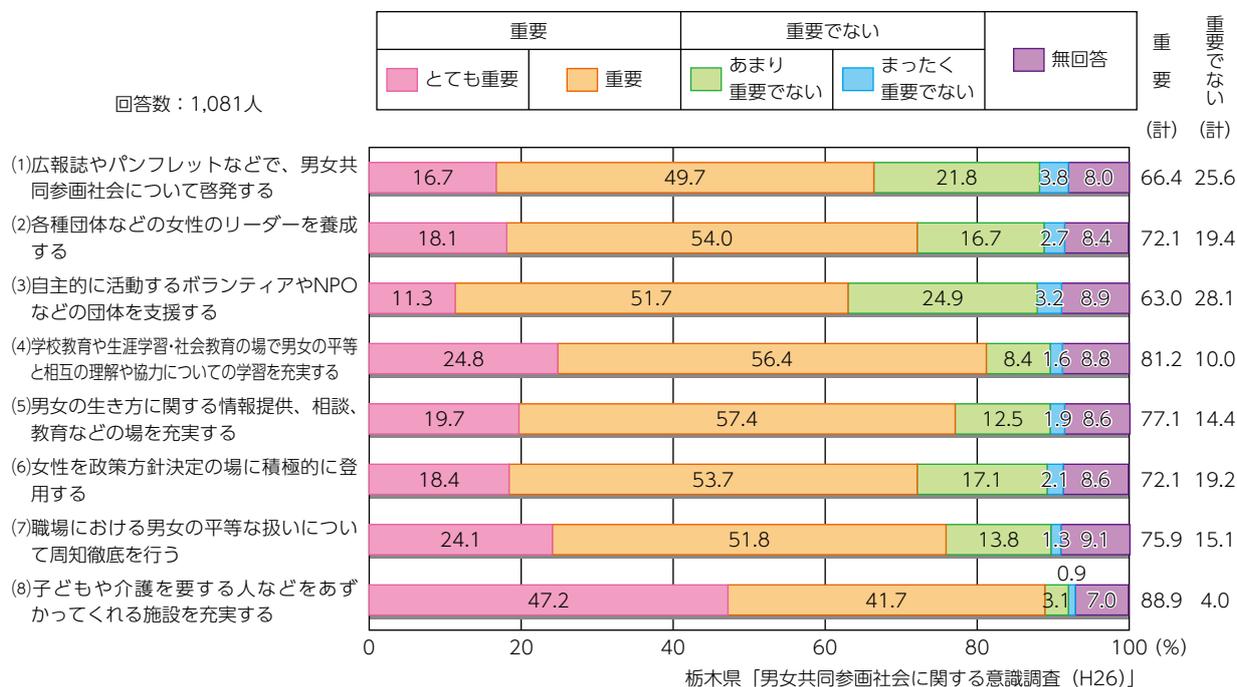
人間の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。

本県の県民意識調査では、「学校教育の場」が「平等になっている」と考える人の割合は、職場や政治の場など他の項目と比較して高くなっており、学校教育の場においては男女の平等が進んでいることがうかがえます。

男女共同参画社会を実現するために「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことを望む方が多いことから、家庭や学校、男女共同参画センターでの講座などを通じて男女共同参画に関する教育を続けていくことが重要です。

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、能力を最大限発揮しながら自立して生活するために、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択することができるよう支援するキャリア教育が重要です。

男女共同参画社会を実現するために県に望むこと



施策と主な取組

○ 施策3 - (1)

男女平等を推進する学校教育の充実

- 各教科や特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、児童や生徒が男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないよう、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。
- 性別による固定観念にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進や、ハローワーク等と連携しての職業意識の向上に努めます。
- やがて親となる世代である高校生が、親・家庭・家族の意義や役割、地域社会等について、男女共同参画の視点も含めて主体的に学び、生き方を考える「とちぎの高校生『じぶん未来学』」を推進します。

○ 施策3 - (2)

男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

- 家庭教育支援活動を自主的に行う専門的知識をもった指導者を養成することにより、男女共同参画の視点も含めた家庭教育の学習機会の提供を促進します。
- 家庭における男女共同参画を推進するための研修や情報提供を行います。
- 家族がふれあい、絆が深められ、男女共同参画の意識が高まるよう、様々な啓発活動を展開し、「家庭の日」の一層の定着を図ります。

○ 施策3 - (3)

男女共同参画を推進する学習機会の充実

- 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会に関する情報提供や多様な講座を開催するとともに、市町と連携し、地域における交流活動や専門性の高い学習機会を提供します。
- 地域において男女共同参画の推進を担う男女共同参画地域推進員の養成講座の実施や活動支援等により、地域における学習の機会と情報の提供に努めます。
- 男女共同参画センターが学校等で行う出張セミナーにより、男女共同参画の視点を踏まえた仕事、結婚・子育て等について考えるキャリア学習を支援します。



赤ちゃんとのふれあい交流事業
(高根沢町の中学生)



毎月第3日曜日は「家庭の日」

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が共に個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定の場や、就労、地域活動など、あらゆる分野での男女共同参画が進むことが不可欠であり、少子高齢化の進展による社会保障の持続可能性などが課題となっている中、女性が能力を発揮できる社会環境の整備が求められています。

女性の活躍が進むことは、男性にとっても、女性にとっても、暮らしやすい社会の実現につながることから、活躍を希望する女性のチャレンジを応援するとともに、地域・社会や職場における男女共同参画の促進と女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備に取り組みます。

地域や職場などのあらゆる分野で男女共同参画が進むよう、県民や事業者の皆様も、男女共同参画の視点に立って、次のようなことに一緒に取り組みましょう。

【県民の皆様は】

- ★固定的な役割分担意識にとらわれることなく、登用や能力発揮の機会を活かします。
- ★性別による固定的役割分担に基づく慣行やしきたりを見直し、男女が共に地域活動に参画し、性別を問わず役員に就任します。

【事業者の皆様は】

- ★女性の職域を拡大し、女性の人材を育成、登用し、働きやすい職場環境を整備します。
- ★働く女性の母性保護と母性健康管理を周知するとともに、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントのない職場をつくります。
- ★長時間労働などの男性中心型労働慣行等を見直し、職場における女性の活躍を進めます。

施策の方向1

地域・社会における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性のチャレンジへの支援
- (3) 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向2

働く場における女性の活躍推進

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進
- (2) 管理職への女性登用の推進
- (3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進
- (4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進



男女共同参画の視点による
避難所運営ワークショップ



高齢者宅の
草取りボランティア活動

あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向1 ▶ 地域・社会における男女共同参画の推進

現状と課題

社会の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要であり、あらゆる分野において、女性の参画を進める必要があります。

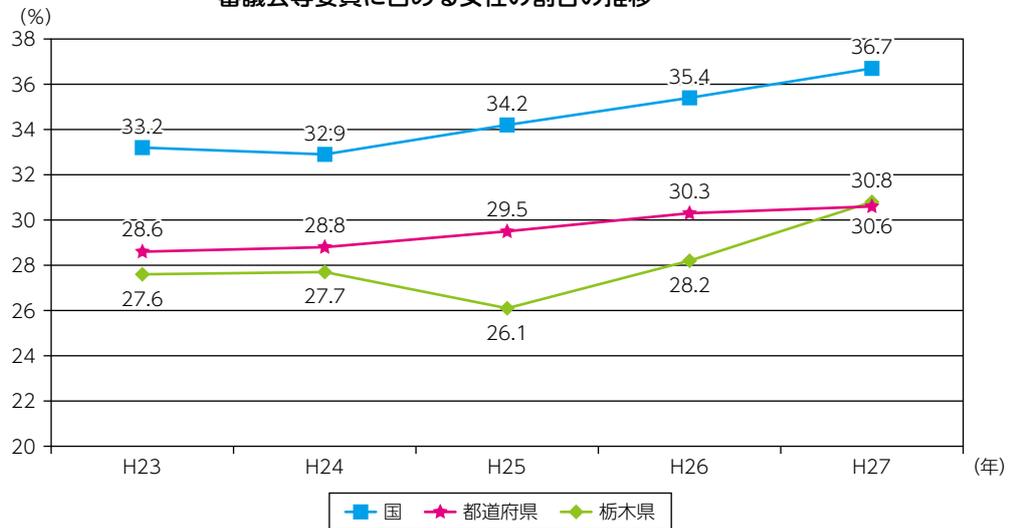
県では、様々な研修や講座を行うことにより女性のエンパワーメントを促進し、政策・方針決定過程への参画を図ってきましたが、県の審議会等委員に占める女性の割合は、依然として低い状況です。

国は、社会におけるあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする（「2030（にいまるさんまる）」）ことを目指し、実現に向けた様々な取組を進めていますが、県においても、地域・社会における男女共同参画を推進するため、女性の活躍が十分でない分野への女性の参画をさらに促進していく必要があります。

例えば、自治会や子ども会、PTA等の地域活動の場においては、活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、代表者や主要な役員は男性が占める場合が多く見られます。

また、防災対策の面では、東日本大震災の際に、意思決定過程への女性の参画が不十分だったため、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

審議会等委員に占める女性の割合の推移



(注) 栃木県の値は、法令及び条例に基づく必置並びに任意の審議会等
国及び都道府県は、法令に基づく審議会等

施策と主な取組

○ 施策1 - (1)

政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 県行政の幅広い分野や様々な立場で女性職員が活躍できるよう、女性職員を対象とした研修の開催等によるキャリア形成支援や、意欲と能力のある人材の管理職等への登用に取り組みます。
- 県における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用拡大を図ります。また、市町の審議会等においても、女性委員の登用拡大が進むよう、人材情報の提供等の支援を行います。
- 女性農業士及び各女性組織などの取組を支援し、農業委員、農協役員、商工団体役員などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 女性を対象としたリーダー養成研修等を充実させ、政策・方針決定過程に参画できる知識と実践力を持った人材を育成します。
- 企業や団体等においても、方針決定の場への女性参画が進むよう、管理職を目指す女性のキャリア支援等を行います。

○ 施策1 - (2)

女性のチャレンジへの支援

- 男女共同参画センターにおいて、子育てや介護等によりいったん仕事を中断した女性の再就職や起業を支援するため、情報提供や相談、講座の実施、起業を体験できる場の提供等を行います。
- 家事や子育てなどの経験を活かし、地域活動などを希望する女性を応援するため、男女共同参画センターにおいて、各種情報提供や講座を実施します。
- 女性のエンパワーメントを高め、意欲ある女性の活躍の場を広げるため、各種講座や研修等の実施によりキャリアアップを支援するとともに、女性人材の交流やネットワークづくり、女性グループの育成を支援します。

○ 施策1 - (3)

地域活動における男女共同参画の推進

- 自治会や子ども会、PTA等の地域活動に男女が共に参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、男女共同参画地域推進員など、地域で男女共同参画の推進に取り組む人材を活用した啓発事業の実施等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画を図るための取組を行うNPOやボランティア等の地域活動を促進するため、社会貢献活動に関する情報提供や各団体との連携、ネットワーク化を推進します。
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、物資の備蓄や提供、避難所運営等において、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者の方などの様々なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向2 ▶ 働く場における女性の活躍推進

現状と課題

少子高齢化の急速な進展等、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる環境、特に就労環境の整備が重要です。

国においては、女性活躍推進法を制定・施行したほか、様々な取組により、女性の職業生活における活躍を推進しています。

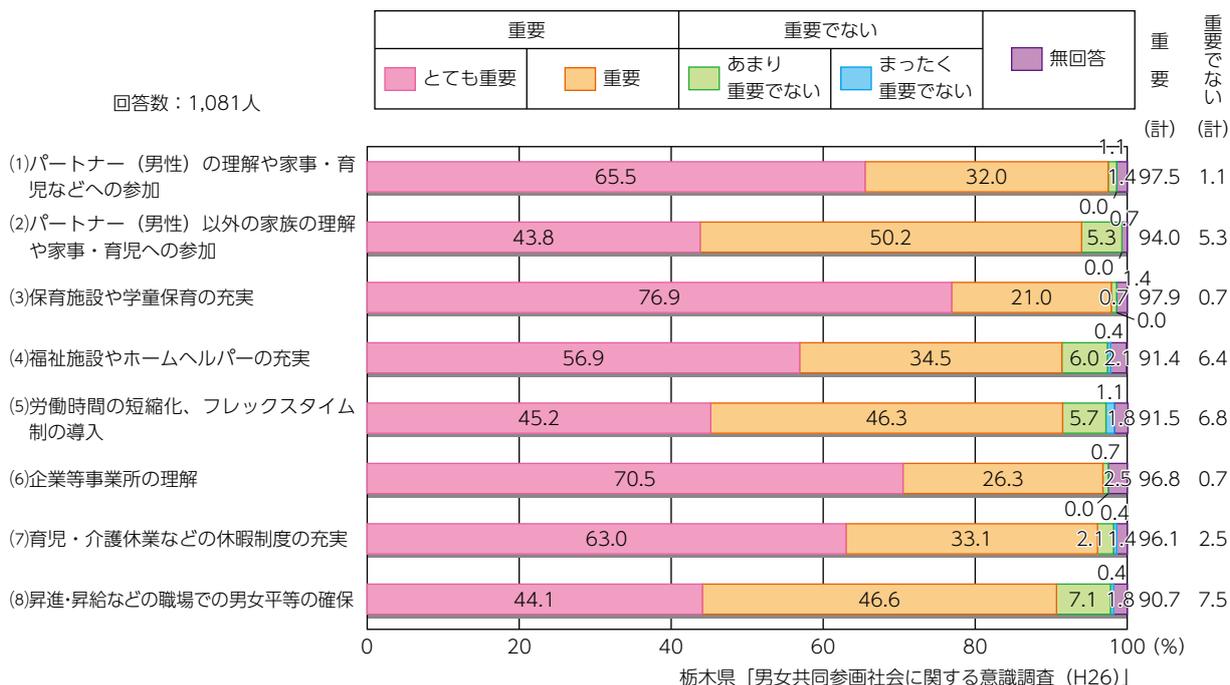
しかし、女性を取り巻く就労環境については、妊娠・出産・子育て期に女性の就業率が低下するM字カーブ問題のほか、女性の就業者に占める非正規雇用の割合が半数を超え、男女間の賃金格差も解消されていないなど、依然として課題が多く残っています。

また、個々の職場においても、性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を根絶し、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

さらに、農林業や自営商工業等においても、女性が経営上の意思決定に参画できるよう、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍を推進するための基本原則、国・地方公共団体・事業主の責務等を規定している法律。国・地方公共団体・労働者301人以上の民間企業等には、管理職や採用者の女性割合、男女の勤続年数の違い等、女性の活躍に関する状況の把握・分析と、それを踏まえた定量的目標や取組等を内容とする事業主行動計画の策定・公表を義務付けている。(平成28年4月全面施行)

女性が結婚・出産後も継続就業する場合に重要だと考えること



施策と主な取組

○ 施策2 - (1)

男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

- 事業主、経営者及び労働者を対象とした講座や様々な広報媒体により、男女雇用機会均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等について、一層の理解を深め定着を促進します。
- 労働相談の実施や労使双方への適切な助言等により、妊娠・出産を理由に不利益を受けず、継続就労ができる職場環境づくりを促進します。

○ 施策2 - (2)

管理職への女性登用の推進

- 管理職への女性登用等、女性の活躍推進に取り組む事業所を取組内容に応じて認定・表彰するとともに、優良事例の情報発信に努めます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業の支援を行い、女性管理職比率の向上等、各事業所における女性の活躍を推進します。
- 女性社員自身のキャリアアップ及び女性のキャリア形成について、管理職の意識改革等に取り組む中小企業を支援します。

○ 施策2 - (3)

女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- 男性も女性も働きやすい環境の整備について、「オール栃木体制」で企業や団体等の取組を応援する体制を構築します。
- 職場における、固定的な性別役割分担意識に基づく男性中心型労働慣行の解消に向け、講座やセミナーの開催等を通じ、機運の醸成を図ります。
- 建設業における女性の活躍を促すため、女性技術者の意見を反映した工事現場の環境整備等に取り組みます。
- セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止など、男女とも働きやすい職場環境づくりに向けて、様々な広報媒体により労使双方に対する啓発を行います。

○ 施策2 - (4)

農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- 農林業、自営商工業等において、女性が活躍できるよう、男女共同参画についての啓発を行います。
- 農家における家族経営協定締結を推進し、女性の経営参画や活動しやすい環境づくりを促進します。
- 経営の多角化・複合化や6次産業化への取組など、女性農業者が経験や能力を発揮して活躍できるよう、プロジェクト活動や研修会・交流会、情報発信等を行います。
- 農村女性組織や商工会、商工会議所女性部の活動を支援します。

基本目標Ⅲ

男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を果たしていく「男女共同参画社会」を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解しあい、男性も女性も性別による差別的な扱いを受けることなく個人としての人権が尊重されることが必要です。

特に、女性等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める「男女共同参画社会」の形成を阻害するものでもあることから、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

また、生涯を通じた健康を支援するとともに、貧困等により困難等を抱える女性等への支援に取り組みます。

男女の人権の尊重と暴力の根絶に向けて、県民や事業者の皆様も、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組みましょう。

【県民の皆様は】

- ★配偶者からの暴力を含め、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識をし、暴力を許さない環境をつくれます。
- ★互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯を通じて健康の保持に努めます。
- ★身近な高齢者や障害者、ひとり親家庭などを地域社会全体で支えていくため、自分にできる協力をします。

【事業者の皆様は】

- ★広告や広報活動において、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。

施策の方向1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) DV被害者等支援対策の推進
- (2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進
- (3) 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化

施策の方向2

生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 性の尊重についての意識の醸成

施策の方向3

困難等を抱える女性等への支援

- (1) 貧困に直面する女性等に対する支援
- (2) その他困難を抱える女性等への支援



女性に対する暴力をなくす運動期間の
ライトアップ（あしかがフラワーパーク）



男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向1 ▶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与えるDVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は決して許される行為ではありません。

特に女性は、被害者になることが多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や経済力の格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした、いわゆる男性優位の社会構造や意識の問題があり、男女共同参画の実現を阻害する要因となっています。

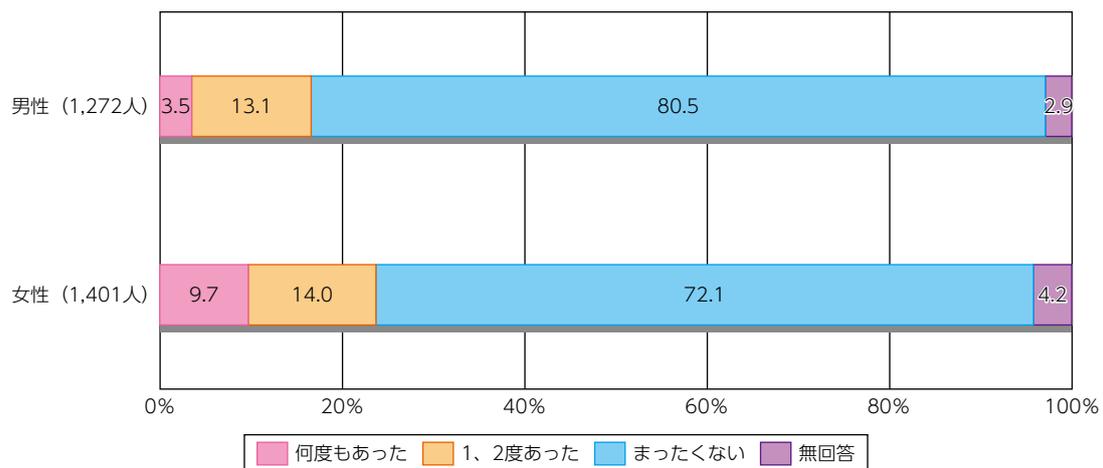
また、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力が多様化しており、こうした状況への対応も求められています。

DVは女性だけの問題ではありません。内閣府が行った調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けたことがあるのが、男性は16.6%、女性は23.7%となっており、そのうちどこにも相談していないのが、男性は75.4%、女性は44.9%となっています。

これらの暴力によるPTSD（Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特にDV被害者の子どもは、DVの目撃体験だけでなく、加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。

暴力を受けた後、相談・支援を受ける過程における二次被害を防止するため、DV被害者等の相談・支援に関わる機関は、DVに関する知識だけでなく、被害者の心理やその置かれている状況についても適切に理解することが求められています。

配偶者からの被害経験（男女別）



内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（H26）」

施策と主な取組

○ 施策1 - (1)

■ DV被害者等支援対策の推進

- 県市の福祉事務所、警察等の関係機関と連携を図りながら、DV被害者等の一時保護や自立支援、売買春に関する女性の保護や再発防止対策、人身取引（トラフィッキング）の被害者支援の取組を行います。
- 男女共同参画センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市町におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。
- DV被害者等に対してきめ細かな相談支援を行うほか、関係機関や民間支援団体とのネットワーク強化、関係職員の研修の充実に取り組みます。
- DV被害者等が孤立せず、安心して生活できるよう、DV被害者等を支援する関係機関・団体と連携し、各種情報提供や被害者の状況に応じた支援活動に努めます。
- 早期に相談支援へとつながるよう、民生委員・児童委員や福祉・医療機関等にリーフレットを配布するなど、DVに関する知識や支援制度についての周知を図ります。
- 県営住宅において、DV被害者に対する優先入居と、緊急かつ一時的な住宅の確保について配慮を行います。
- とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）において、性犯罪・性暴力被害者等からの相談や関係機関等との連携による継続した支援を行います。また、被害者の心情に配慮した事情聴取の実施などの被害者の二次被害の防止等に努めます。
- 危険性等の高いDV・ストーカー被害者等に対し、携帯型緊急通報装置を貸し出すほか、公的施設や親類・知人宅等に避難することが困難な場合の一時避難に要する費用を負担するなど、被害防止と被害者の安全確保に努めます。

○ 施策1 - (2)

■ 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

- 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間を中心に、リーフレットやパープルリボンの配布、女性への暴力を考える講演会の開催などの啓発を行います。
- 有害図書類等の指定や書店への立入調査・指導等により、性の商品化や暴力を助長するような環境の排除に向けた取組を行います。
- 若年層に対し、スマートフォンなどの正しい使い方やインターネットのルールやマナーなどネットリテラシー教育の充実を図ります。

○ 施策1 - (3)

■ 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化

- 「デートDV」防止教育に関する研修対象を広げるほか、研修会・講演会等への積極的な参加を促進します。
- 各学校で実施する校内研修において、セクシュアルハラスメントやデートDVなどに関する研修の実施に努めます。
- 学校に対し、デートDVに関する出張セミナー・人権教育推進のための支援訪問やリーフレットの配布等を行い、若者や教職員への啓発を推進します。

男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向2 ▶生涯にわたる健康づくりの推進

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

女性は、女性ホルモン等の影響により、心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化します。女性特有のがんには「乳がん」や「子宮頸がん」などがありますが、「乳がん」は30代後半から、「子宮頸がん」は20代～30代と、いずれも若い世代の罹患率が高くなっています。

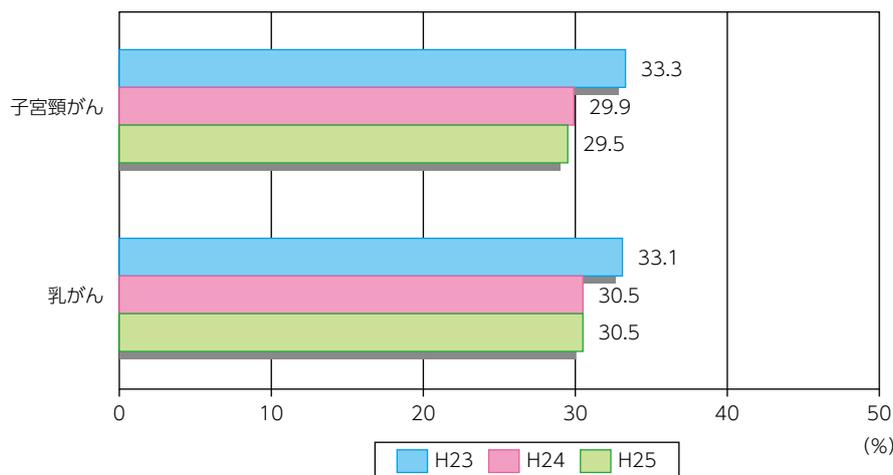
男性は、肥満者や喫煙飲酒する者の割合が女性よりも高くなっています。これは、男性は精神面で孤立しやすく、また、30代、40代を中心に長時間労働が多く、仕事と生活の調和がとりにくいといった状況と深く関わっています。

若い世代の健康上の問題として、10代の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率については減少傾向にありますが、更なる減少を目指す必要があります。

また、近年、我が国の平均初婚年齢は上昇傾向が続いており、これに伴い女性の第1子出産時の平均年齢も上昇しています。男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があり、高年齢になるほど出産に至る確率も低くなることが明らかになっています。

個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望を実現できるよう、妊娠・出産、不妊治療に対する正しい理解と環境づくりを進めるとともに、特に職場においては、マタニティハラスメントなどの防止を図る必要があります。

子宮頸がん・乳がん検診（全方式）の受診率



「がん検診実施のための指針」に基づく対象年齢のみの受診率
栃木県がん検診実施状況調査

施策と主な取組

○ 施策2－(1)

生涯を通じた健康支援

- 性差に応じた健康の保持のため、骨粗鬆症検査及びがん検診や精密検査の重要性と効果について、啓発を行います。
- 女性特有のがん検診の重要性について、ピンクリボン運動などを通じて啓発を行います。
- 男女共同参画センターで女性のための健康相談や男性のための電話相談を行うとともに、男女の性差に応じた健康を考える講座を行います。
- 薬物乱用や、喫煙、過度の飲酒について正しい知識の普及啓発と問題解決のための相談等を行います。
- 妊娠中の健康管理やハイリスク妊婦の早期発見等のため、妊娠届の早期提出と妊婦健康診査の確実な受診を促進します。
- 不妊で悩む人を支援するための医療費の一部負担や不妊専門相談センターにおける相談体制の充実を図ります。
- エイズなどの性感染症を予防するための啓発や相談事業を行うほか、早期発見を目的とした検査を行います。

○ 施策2－(2)

性の尊重についての意識の醸成

- 生命尊重・人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて生命の大切さを理解し、互いの性を尊重する教育等を行います。
- 思春期の子どもたち自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、健康情報の提供等を行います。
- 性成熟期にある若者に対し、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及啓発を行うほか、心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 従業者が希望する妊娠・出産を実現できるよう、労働相談の実施や労使双方への適切な助言等により、職場におけるマタニティハラスメント等の防止に努めます。



ウォーキングで健康増進



ピンクリボン運動キャンペーン



願いをこめて結ぶ
ピンクリボン

男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向3 ▶ 困難等を抱える女性等への支援

現状と課題

単身世帯、ひとり親世帯、高齢者単独・夫婦のみ世帯の増加や雇用・就業構造の変化などにより、貧困など経済上の困難を抱え生活している女性等が増えてきています。

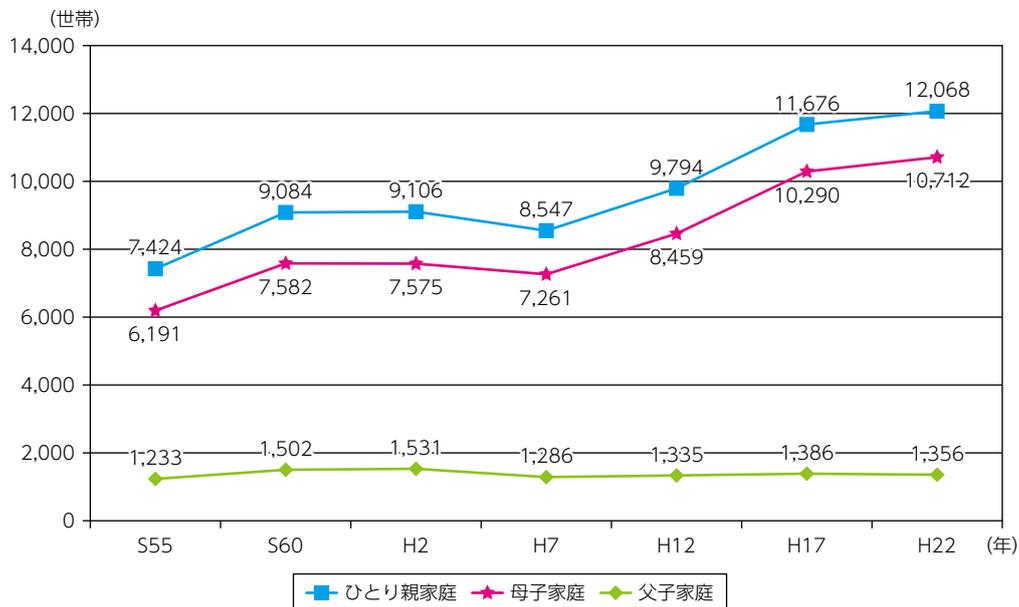
また、高齢者、障害者、外国人等は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にありますが、さらに、女性は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、きめ細かな支援が必要です。

経済的な格差が教育の格差につながり、貧困の連鎖を招かないよう、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望が持てるようになるため、平等な学習機会の提供に努める必要があります。

若者でも、不登校やひきこもり、ニート、フリーター等の立場に置かれている人々があります。一人ひとりが自立に向かっての一步を踏み出せるよう、状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対しても、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

栃木県のひとり親家庭の推移



総務省「国勢調査」

施策と主な取組

○ 施策3 – (1)

貧困に直面する女性等に対する支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援や、ハローワークと福祉事務所等のチームによる就労支援に加え、関係機関や民間支援団体とのネットワークにより、女性等のそれぞれの状況に応じたきめ細かな自立支援を行います。
- ひとり親家庭等に対し、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給等による経済的支援を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じ就業支援を行います。
- 家庭の経済状況等により学力の低下や進学意欲の差が生じないように、保健・福祉部門と教育委員会、学校等との連携を図りながら、生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援や教育費に係る経済的支援を行います。

○ 施策3 – (2)

その他困難を抱える女性等への支援

- 高齢者、障害者、外国人等であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に直面している場合があることに留意し、相談体制の充実に努めます。
- 障害者の能力や特性に合った職場実習の実施を推進するとともに、障害者の就労を進めるため、受入企業を支援し、職場実習の機会の確保に努めます。
- 不登校やひきこもり等により困難な立場に置かれている人に対し、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称:ポラリス☆とちぎ）や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- 性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、講座・セミナーや教員を対象とした研修等により、性的少数者への理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。



ヒューマンフェスタとちぎ

目標設定指標一覧

目標設定指標	単位	基準値	H32目標値	所管課
I 男女共同参画推進の環境づくり				
男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27年度末)	100.0 (H32年度末)	人権・青少年 男女参画課
男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26年度)	8.0 (H32年度)	労働政策課
男女生き生き企業（仮称）認定企業数 ※1	企業数	—	100 (H32年度末)	人権・青少年 男女参画課
II あらゆる分野における男女共同参画の促進				
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	30.8 (H27.4.1)	40.0 (H33.4.1)	行政改革推進室 人権・青少年 男女参画課
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	27.4 (H27.4.1)	35.0 (H33.4.1)	人権・青少年 男女参画課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定中小企業数	企業数	—	60 (H32年度末)	労働政策課
とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数 ※2	企業数	—	1,000 (H32年度末)	人権・青少年 男女参画課
III 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
DV防止計画を策定している市町の割合	%	36.0 (H27年度末)	60.0 (H32年度末)	人権・青少年 男女参画課
①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳） ②乳がん検診受診率（全方式）（40歳から69歳）	%	①43.3 ②49.3 (H25年)	①60.0以上 ②60.0以上 (H31年)	健康増進課

◆プランに基づく取組を計画的かつ効果的に実施するため、3つの基本目標について、成果指標を設定し、毎年度の取組の効果を検証します。

目標設定指標の項目は、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、特に点検・評価が必要なものとしました。

※1 男女生き生き企業（仮称）認定企業数：女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業のうち、「男女生き生き企業（仮称）」として県の認定を受けた企業の数です。

※2 とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数：女性の活躍を支える働き方改革にオール栃木体制で取り組む「とちぎ女性活躍応援団（仮称）」の趣旨に賛同し登録した企業・団体等の数です。

総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、オール栃木体制で、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

1 県の推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、「男女共同参画推進本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

- 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画の推進に向けて総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、関係各課と連携を図ります。
- 計画の進捗状況を毎年とりまとめ、分析・評価するとともに、必要に応じて、施策の改善・見直しを図ります。
- 県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりと女性の活躍推進に取り組めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、県民の皆さんからの意見や提案などに対して適切に対応し、施策に活かしていきます。

2 市町との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

- 県民に身近な市町において、条例及び計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう支援します。
- 情報の共有を図るため、会議等を開催するとともに、市町の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。
- 地域における男女共同参画を推進する人材の育成・確保など、市町が円滑に事業展開できるよう支援を行います。
- とちぎ男女共同参画センターを中心に市町と連携して、DV被害者等の支援を行います。

3 パルティとちぎ男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の多様な活動の拠点施設として、パルティとちぎ男女共同参画センターの機能を充実します。

- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修や講座等を実施するなど総合的な推進を図ります。
- 男女共同参画に取り組むNPO、団体、グループとの協働を進めるなど、活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- 国、市町及び関係機関との連携を強化し、地域における男女共同参画の取組が一層展開されるようにします。
- 男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所運営等、様々な分野において積極的な情報提供等に努めます。

4 県民・事業者・民間団体との連携

県民、事業者、民間団体の主体的な取組を支援するとともに、それぞれの主体と連携・協働しながら、あらゆる分野における男女共同参画の実現を促進します。

5 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供を行います。

- 男女共同参画に関する県民の意識や実態を定期的に調査します。
- 各種広報媒体を活用した広報や、啓発資料の作成により、男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

担当課室一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向	施策	主な担当課室
1 男女共同参画の理解促進	1-(1) 男女共同参画社会への理解促進	人権・青少年男女参画課
	1-(2) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課、労働政策課
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	2-(1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備	人権・青少年男女参画課、こども政策課、経営支援課、労働政策課
	2-(2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実	高齢対策課、こども政策課
	2-(3) 経営者や管理職の意識向上のための取組強化	人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課
3 教育・学習の充実	3-(1) 男女平等を推進する学校教育の充実	総務課(教委)、学校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	3-(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	人権・青少年男女参画課、生涯学習課(教委)
	3-(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実	人権・青少年男女参画課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向	施策	主な担当課室
1 地域・社会における男女共同参画の推進	1-(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	市町村課、人事課、行政改革推進室、人権・青少年男女参画課、経営支援課、農政課、経済流通課、経営技術課、総務課(教委)、教職員課(教委)、警務課(警察本部)
	1-(2) 女性のチャレンジへの支援	人権・青少年男女参画課
	1-(3) 地域活動における男女共同参画の推進	県民文化課、危機管理課、消防防災課、人権・青少年男女参画課
2 働く場における女性の活躍推進	2-(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進	労働政策課
	2-(2) 管理職への女性登用の推進	人権・青少年男女参画課、労働政策課
	2-(3) 女性が能力を發揮しやすい職場環境の整備促進	人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課、技術管理課
	2-(4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進	林業振興課、経営支援課、経営技術課

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向	施策	主な担当課室
1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1-(1) DV被害者等支援対策の推進	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、保健福祉課、医療政策課、こども政策課、住宅課、県民広報相談課(警察本部)、生活安全企画課(警察本部)、捜査第一課(警察本部)
	1-(2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進	人権・青少年男女参画課
	1-(3) 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化	人権・青少年男女参画課、総務課(教委)、学校教育課(教委)
2 生涯にわたる健康づくりの推進	2-(1) 生涯を通じた健康支援	人権・青少年男女参画課、健康増進課、こども政策課、業務課
	2-(2) 性の尊重についての意識の醸成	こども政策課、労働政策課、学校教育課(教委)
3 困難等を抱える女性等への支援	3-(1) 貧困に直面する女性等に対する支援	保健福祉課、こども政策課、学校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	3-(2) その他困難を抱える女性等への支援	人権・青少年男女参画課、障害福祉課、こども政策課、労働政策課、総務課(教委)、学校教育課(教委)

用語解説

五十音	用語	説明
い	育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4年4月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
	イクボス	部下が育児と仕事を両立できるよう配慮し、業務効率も上げて、自らも仕事と生活を充実させている管理職をいいます。
	一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
	一般事業主行動計画（女性活躍推進法）	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるものです。従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
え	HIV感染者／エイズ	HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群AIDS：Acquired Immuno-deficiency Syndrome）を発症していない状態のことです。 エイズは、HIVに感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症等のさまざまな病気を発症する状態です。
	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
	エンパワーメント	力をつけること、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

	家庭の日	<p>青少年の健全な育成に、家庭の果たす役割は重要であるため、本県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の教育力の向上を目指しています。</p> <p>「家庭の日」に主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施するほか、「家庭の日」協力企業等による優待サービス等を実施しています。</p>
き	キャリア教育	<p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。（キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。）</p>
し	仕事と家庭の両立応援宣言	<p>本県では、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集しています。目的は、企業等の責任ある立場の方が宣言することにより、「仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」が可能な雇用環境の実現につなげることにあります。</p>
	仕事と家庭の両立に関するメールマガジン	<p>本県では、平成26年4月から、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」として、仕事と家庭の両立に関するメールマガジンを発行しています。</p>
	次世代育成支援対策推進法	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を図るために、平成15年7月に制定されました。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるものです。</p>
	女性に対する暴力をなくす運動	<p>女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月12日から11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間です。</p>
	女性農業士	<p>模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定しています。</p>
	人的取引（トラフィッキング）	<p>国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。</p>
	す	ストーカー
せ	生活困窮者自立支援法	<p>生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として平成27年4月に施行された法律です。</p>

	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。
	性同一性障害	生物学的性別（からだの性別）と、心理的性別（心の性）との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障をきたす場合をいいます。 性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が、平成16年7月に施行され、性同一性障害の人は、「年齢が20歳以上であること」、「結婚していないこと」、「子どもがいないこと」、「生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態であること」、「外性器が、移行する性別に近似した外観を持つこと」などのすべての要件を満たし、家庭裁判所の審判が通れば、性別の取扱いを変えられるようになりました。
	セクシュアルハラスメント（セクハラ）	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のことです。
	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
	男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を運動期間とし、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、国が主唱して平成13年度から実施しています。
	男女雇用機会均等月間	国では6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて、男女間の差別の禁止などが規定されています。
て	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
と	とちぎ元気発信プラン（平成28年度～平成32年度）	中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民の皆様と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、県が行う仕事の進め方等を示す県政の基本指針です。

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等及びその家族等からの相談全般を受け付け、適切な指導・助言などを行い、必要に応じて関係機関等へのつなぎ等を行う総合相談窓口。子ども・若者育成支援推進法に基づく総合相談センター及びひきこもり対策推進事業実施要領に基づくひきこもり地域支援センターを兼ねるものとして平成26年10月に設置されました。
栃木県人権教育・啓発推進県民運動	同和問題をはじめとする各種人権問題が、県民的な問題として認識されるよう全県民の意識の高揚を図る運動をいいます。特に8月を強調月間、12月4日から10日の人権週間の期間を強調週間と定め、集中的に啓発活動を実施しています。
栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第18条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度です。
栃木県男女共同参画地域推進員	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、県で委嘱しています。
栃木県男女共同参画推進本部	男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成8年に本県に設置されました。知事を本部長とし、各部局長が本部員となっています。
とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口です。済生会宇都宮病院に設置されています。
とちぎ子ども・子育て支援プラン	結婚、妊娠・出産、子育ての支援の観点、また仕事と生活の両立を図る観点等から計画的な取組を進めるため、次代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ、育つことが可能となるよう、本県における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。
とちぎの子ども育成憲章	とちぎの子どもたちを健やかに育成していく上での大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針を示した憲章として、平成22年2月、栃木県が制定しました。 憲章の前文には目指す子ども像と育成に関わる決意を示し、5つの条文には子どもたちを健全に育てていくために大人が具体的に取り組む姿勢を分かりやすく示しています。
とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン	農業・農村における男女共同参画社会形成の基本指針として施策の基本的な方向を明らかにするものであり、「栃木県農業振興計画」に基づき策定するものです。 また、本ビジョンは、農業者、市町、関係農業団体等が役割分担と相互連携を図り、各々が主体的に取り組むための活動指針となります。

に	ニート	Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語です。日本では、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者）をいいます。
	2030（にいまるさんまる）	日本政府が2003年に打ち出した、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とする目標を指します。
	認定農業者	魅力ある農業経営を目指す農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善を目指します。
ね	ネットリテラシー	インターネットの常識を持ち、ネット上で得た情報を正しく理解し、活用することができる能力のことをいいます。
の	農業委員	「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会である農業委員会の委員です。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動です。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとして布リボンやバッジなどによりパープルリボンを広めており、現在では40カ国以上に広がっています。パープルリボン運動は、世界を、子どもや女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力をいいます。被害者のほとんどは女性ですが、男性の被害者もいます。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）など様々な形があります。家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性があります。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。
ひ	PTSD (Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害)	生死にかかわるような実際の危険にあたり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気です。

	ピンクリボン運動	乳がんで亡くなられた患者さんの家族が「このような悲劇が繰り返されないように」と願いをこめて作ったリボンからスタートした乳がん啓発運動です。1980年代アメリカで始まり、乳がんの早期発見を啓発するためのイベントを展開したり、ピンクリボンであしらった商品を頒布し、売り上げの一部を財団や研究団体に寄付するなどしています。
ふ	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。
	父子手帳	父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加できるよう、妊娠、出産、育児に関する基本的な情報や育児休業制度の活用等、子育てに関する総合的な情報を掲載した冊子です。本県では、平成17年度から母子手帳とともに配布しています。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師により、一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関です。本県は、とちぎ男女共同参画センターに設置しています。
	フリーター	15～34歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者のことをいいます。
ほ	放課後児童クラブ	昼間保護者のいない小学生を対象に、放課後、生活や遊びの指導等を行うものです。設置されている場所は、学校の余裕教室、児童館、公民館など、地域によってさまざまです。
	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方々の自立のため、ハローワークと連携した求人情報や独自に開拓した求人情報などにより、就業情報の提供、就業相談、就職のあっせん等を行っています。本県では、これらの事業を公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会へ委託して実施しています。
	ポジティブ・アクション	固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。
ま	マタニティハラスメント	妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることです。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

		<p>また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。なお、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。</p>
め	メディア・リテラシー	<p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。</p>
ろ	6次産業化	<p>農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。</p>
わ	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。</p>